資料１

令和４年度

ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》における各課の目標と具体的な取組み

プラン 45～48頁		施策の方向	具体的な施策	取組み内容
基本目標1　人権の尊重と意識の醸成	（1）男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	①保育園・幼稚園・幼児園・学校における保育・教育、学習の推進	1 保育園・幼稚園・幼児園における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	○「栗東市人権・同和教育基準年間指導計画」に基づき、各園において、男女共同参画及び人権尊重の視点に立ち、性別に関係なく一人ひとりの個性や能力が発揮できる環境となるよう、保育教育内容の充実を推進します。
			2 学校における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	○小・中学校において、男女共同参画社会づくり副読本等の活用による、男女共同参画への理解を深める教育を実践します。 ○「栗東市人権・同和教育基準年間指導計画」に基づき、男女共同参画及び人権尊重の視点に立った教育を実践します。
			3 保育・教育者等の男女共同参画に対する意識の向上	○保育職員や教職員に対して、男女共同参画に関する研修を実施するとともに、男女共同参画に関する指導について、教育研究や自己研修を行います。
		②家庭、地域社会における教育、学習の推進	1 男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進	○ライフステージに応じた男女共同参画に関する学習機会の提供や、広報による啓発に取り組みます。
				○市民に対して人権尊重の大切さ等、人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。 ○地区別懇談会や講演会等を行い、男女共同参画や人権等について学ぶ機会を設け、意識の高揚を図ります。
				○各コミュニティセンター等での社会教育事業を実施するにあたり、男女共同参画の意識を持って講座等を開催します。
		③男性にとっての男女共同参画の推進	1 男性にとっての男女共同参画の意義の啓発	○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行います。 〇事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行います。
	（2）多様性についての理解促進	①性の多様性を理解するための教育・学習の推進	1 性の尊重についての教育の推進	○小・中学校において、男女が互いの性についての理解を深めることができるよう、年間指導計画に基づき、各教科の学習や特別活動において性に関する指導を適正に行います。
				○教職員に対しては、性的指向や性同一性障がい等に係る児童生徒へのきめ細やかな対応について、理解の促進を図ります。
				〇多様な性のあり方についての理解が促進されるよう、広報や市が主催する講演会・イベント等の機会を通じ、啓発を行います。
		②個性の尊重に対する理解促進	1 学校における多文化共生教育の推進	○小・中学校において、国際社会への興味・関心や理解、人権意識を深めることができるよう、多文化共生教育を推進ます。
			2 多文化共生のまちづくりを通じた男女共同参画の推進	○多言語による生活関連情報の提供や相談体制の整備、多国籍市民相互の交流機会の提供等、多文化共生社会を目指す活動の中においても男女共同参画を意識し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。
			3 多様な価値観を尊重する意識の醸成	○多様な価値観や個性について、そのいずれもが等しく尊いという考えを醸成するため、広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、啓発を行います。
	（3）男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。
				〇行政職員に対する研修機会等を通じて、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現の防止・点検に関する周知・啓発を図ります。
			2 メディアリテラシーの向上	〇「議会だより」においてメディアによる人権侵害等、社会の進展に応じた人権問題啓発標語等を掲載し、人権侵害防止の意識向上を図ります。
				〇インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止について、市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等による啓発を図ります。
				〇メディアによる人権侵害等、市民のメディアリテラシーの向上に資する図書の収集に努め、利用の促進を図ります。
				〇地域の広報紙や事業者の広告物等の発行物について、男女共同参画の視点に立ち、不適切な表現と認められる場合は、適切な助言を行います。

主な担当課	令和４年度　目標と具体的な取組み
幼児課 保育園・幼稚園・幼児園	・栗東市人権・同和教育基準年間計画に基づいて、男女平等の視点に立った保育の実践及び保護者への啓発が図れるよう働きかけます。 ・各園においては男女平等の視点に立った保育の実践及び保護者への啓発を行います。
学校教育課 小学校・中学校	・男女共同参画社会づくりの副読本等を活用し理解を深める学習を行います。
	・栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に基づき、すべての学校にて男女共同参画及び男女平等の学習を行います。
学校教育課 幼児課	・教職員に対しては、男女共同参画に関する研修機会等については、周知をすすめ、積極的に研修に参加するように指導します。（学校教育課） ・各園職員に対して男女共同参画に関する研修機会等について周知、積極的な自己研鑽を促し、職員の意識向上につなげます。（幼児保育課）
自治振興課	・広報により、それぞれのライフステージに応じた男女共同参画の啓発を行います。
人権政策課 人権教育課	・男女共同参画や様々な人権問題に関する学びの場の機会となるよう、市内人権団体と協働で「じんけんセミナー栗東」等の講演会街頭啓発活動等を実施します。（人権政策課） ・地区別懇談会や人権啓発リーダー講座を開催し、学習の場の提供に努めます。（人権教育課）
生涯学習課	・男女が、共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて、社会教育事業を実施します（はつらつ教養大学、子育ち講座、まちづくり講座、平和学習、環境講座、知って得する講座等）。
自治振興課 人権政策課 人権教育課 生涯学習課	・意識の醸成に向け、市内事業所や、様々な学習機会を通じて啓発を行います。（自治振興課） ・男女共同参画や様々な人権問題に関する学びの場となるよう、市内人権団体と協働で「じんけんセミナー栗東」等の講演会を実施します。（人権政策課） ・講演会事業の実施にあたっては、託児サービス等の対応を行い、誰もが参加しやすい環境を整えるよう努めます。（人権政策課） ・人権啓発リーダー講座において、多様な生き方についての学習の場の提供に努めます。（人権教育課） ・男女が、共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて、社会教育事業を実施します（はつらつ教養大学、子育ち講座、まちづくり講座、平和学習、環境講座、知って得する講座等）。事業の実施については誰もが参加しやすい日時等の工夫を行います。(生涯学習課） ・事業の実施については、就労する方が参加しやすいよう日時等の工夫を行います。（生涯学習課）
学校教育課	・性教育年間指導計画に基づき、性の尊重に関する指導を進めます。
	・教職員に対しては、文部科学省の指針に基づき個別の対応について支援が進められるよう周知を行います。
人権政策課 人権教育課 自治振興課	・多様な性のあり方について理解が促進されるよう啓発を行います。（自治振興課） ・今年度のじんけんセミナーを性の多様性（性的指向・性自認）のテーマで開催し、多様な性のあり方についての理解が促進されるよう努めます。（人権政策課） ・人権啓発リーダー講座において、「性の多様性」をテーマとする講座を開設します。（人権教育課）
学校教育課	・年間指導計画に基づき、あらゆる国の文化を尊重し、人権意識を深めることができるようすべての学校において国際理解教育を行います。
自治振興課	・国際交流協会等と連携し、多文化共生の推進と男女共同参画を意識した事業と啓発を行います。
人権政策課 人権教育課 自治振興課	・今年度のじんけんセミナーを性の多様性（性的指向・性自認）をテーマで開催し、多様な性のあり方についての理解が促進されるよう努めます。（人権政策課） ・ホームページに人権啓発リーダー講座や人権尊重と部落解放をめざす市民のつどいの開催案内を掲載し、市民への情報発信に努めます。（人権教育課） ・広報やイベントの機会を通じて、多様な性のあり方について理解促進の啓発を行います。（自治振興課）
全課 秘書広報課	・広告審査委員会において、男女共同参画の視点に立って不適切な表現がないか確認します。（契約・管財課） ・各種の記載事項、啓発資料について、アンコンシャス・バイアスを意識し、誰もが自分らしく生きることができる社会を推進します。（自治振興課） ・情報発信の際には、アンコンシャス・バイアスによる不適切な表現についての個人の気づきを大切にし、組織での点検に努めます。（情報政策課） ・広報啓発活動において、表現内容の点検等で、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現の防止に努めます。（障がい福祉課） ・広報やホームページ等における周知において、介護は、女性の役割と感じる表記やイラストの使用について細心の注意を払い、確認を行います。（長寿福祉課） ・広報等での記事掲載の際には、無意識の偏見による不適切な表現とならないよう意識して点検を行います。（保険年金課） ・広報やホームページへの掲載、またはパンフレット作成において、アンコンシャス・バイアスに配慮した表現となるよう努めます。（環境政策課） ・広報やホームページ等に記事の掲載、男女共同参画の視点に立って不適切な表現等の確認を行い、適切な表現の使用を図ります。（幼児施設課） ・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄや啓発チラシ作成において、性別の固定観念や差別的な表現とならないよう点検します。園だよりや、クラスだよりにおいても職員間で男女共同参画の視点に立って適切な表現できているか確認していきます。（幼児保育課） ・パンフレット等の作成においては、性別の固定的な表現とならないよう意識して点検を行います。（発達支援課） ・広報紙やホームページ等の記事の掲載、その他啓発資料の作成の際に、性別による根拠のない思い込みや決めつけにつながる不適切な表現等の点検を徹底することで、適切な表現の使用促進につなげます。（秘書広報課）
自治振興課 総務課	・課内研修等に利用しやすい資料を提供し周知・啓発の支援を行います。（自治振興課） ・職員研修等を実施し、意識の向上に努めます。（総務課）
議会事務局	「議会だより」（年4回発行）に人権問題啓発標語を掲載します。
人権政策課 人権教育課 自治振興課	・広報やホームページに人権関連の強化週間や月間の取り組みや、人権侵害防止啓発について掲載を行うとともに、啓発紙の発行等により、男女共同参画の認識も含めた市民の人権意識向上のための啓発を行います。（人権政策課） ・ホームページに「第五次輝く未来計画」や「輝く未来（教材編）」を掲載し、市民の意識向上に役立つ情報を発信します。（人権教育課） ・メディアの情報発信等の人権侵害を防止するため、広報等で啓発を行います。（自治振興課）
図書館	・新刊図書を中心に関係図書の収集に努め、新着本コーナー・新着図書案内で紹介するなど、利用の促進を図ります。
自治振興課 商工観光労政課	・男女共同参画の視点において、不適切な表現と認められる場合は適切な助言を行います。（自治振興課） ・男女共同参画の視点より不適切な表現と認められる広告物の発行物やインターネット情報が確認された場合、適切な助言を行います。（商工観光労政課）

ﾌﾟﾗﾝ 49～53頁		施策の方向	具体的な施策	取組み内容
基本目標2　多様な暮らし方・働き方の実現	（1）働く場における男女共同参画・女性活躍の推進［☆◎］	①誰もが対等に働く機会の提供	1 労働相談窓口に関する情報提供	○労働に関する相談があった際、国や県の相談窓口との連携を図り適切な支援につなげるなど、労働相談窓口に関する情報提供を行います。
				○広報を通じて相談業務の案内を掲載し、周知を図ります。
			2 あらゆる職域における男女共同参画の推進	○あらゆる職域において男女共同参画の推進が図られるよう、市や県内における先進的な取組みの動向の把握に努め、情報発信を図ります。
			3 多様な選択が可能なキャリア教育の推進	○性別にとらわれず、本人の選択を尊重した進路指導を実施するとともに、理工系等の多様な進路選択の理解を深めるため、年間計画に基づき各教科の学習や特別活動においてキャリア教育を進めます。
		②働く場における女性の活躍推進	1 事業者・団体等における方針決定過程への女性の参画促進（女性の登用促進）	○事業者や団体、自治会等に対し、方針決定過程への女性の参画について、「女性活躍推進法」の理念や規定などに基づき働きかけを行います。
			2 事業者・団体等に対する支援	○「女性活躍推進法」の理念や規定、令和元年の同法の改正内容（令和4年4月1日施行）等について、事業者や団体等へ周知します。
				○男女共同参画を推進しようとする事業者や団体等に対し、必要な情報を提供し、その取組みを支援します。
	（2）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進［☆★◎］	①職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 事業者等における男女共同参画の気運の醸成	○事業者に対し、啓発や学習機会の提供等の働きかけを行い、男女共同参画の気運の醸成を図ります。
				○女性活躍推進企業認証制度において認定された事業者やワーク・ライフ・バランス推進企業に登録した事業者の周知を行うなど、事業者の自主的な取組みを促進します。
			2 職場における妊娠・出産・子育てへの理解の促進	○妊娠・出産、育児休業等の取得を理由とする不利益な扱いをなくすため、事業者に対しパンフレットの配布等による啓発を行い、職場における理解促進を図ります。
			3 多様な就業環境の整備に向けた事業者への働きかけ	○労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現することで、優秀な人材の確保・定着が図られるよう、テレワークなどの多様で柔軟な働き方や雇用のあり方について、事業者に啓発を行います。
				○長時間労働等の働き方の見直しや、誰もが子育て・学校行事・地域活動・介護等に参画できるような環境づくりについて、事業者に啓発を行います。
		②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 安心して子育てできる環境づくり	○「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の多様化する勤務形態や勤務時間、地域の子育てニーズに対応できるよう、長時間保育や預かり保育、一時預かり保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。
				○講座、交流の場の提供等の様々な子育て支援サービスにおいて、時間帯や託児等、誰もが参加しやすいよう配慮します。
				○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、誰もが安心して子育てできる環境づくりを進めます。
			2 家族の在宅介護の負担の軽減	○「栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「栗東市障がい者基本計画・障がい福祉計画」に基づき、家族介護者の負担軽減を図るため、相談内容に応じて医療や介護などの専門職につなぎ、本人や家族の支援を行います。また、介護保険サービスや障がい福祉サービスの周知・啓発を実施します。
				○周知・啓発にあたっては身近な地域での出前講座の実施等、参加しやすい工夫を行います。
				○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、介護に関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、介護の負担軽減を図ります。
			3 育児・介護休業を取得しやすい環境づくりの推進	○安心して育児・介護休業が取得できるよう、育児・介護休業中に必要な生活資金の貸付を受けることができる制度の周知を図るなど、支援を行います。
			4 ワーク・ライフ・バランスについての理解促進	○市民のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深めるため、広報やホームページ、パンフレット等を通じた啓発を行い、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて考える機会を創出します。
		③責任を分かち合う家事・育児・介護の推進	1 男性の家事参画促進のための取組み	○男性の家事参画をより促進するため、広報等を通じて実践的な情報の提供や、啓発を行います。
			2 男性の育児参画促進のための取組み	○男性の育児参画を進めるため、男性対象の子育て講座の開催等、父親が子育てに参画しやすい取組みを推進します。
				○男性が育児に必要な知識や技術を身に付けることができるよう、様々な機会を通じて情報提供や啓発を行います。
			3 介護負担軽減のための取組み	○性別にかかわらず直面する介護や、増加する男性介護者が抱える困難などに寄り添い、必要な支援を行います。

主な担当課	令和４年度　目標と具体的な取組み
商工観光労政課 人権政策課 ひだまりの家	・就労支援機関と連携を図り適切な支援につなげるとともに、市広報などを通じた労働相談窓口に関する情報提供を行います。（商工観光労政課） ・労働に関する相談に限らず、相談者には問題解決に向けて、相談内容に応じた適切な関係機関や専門機関につながるよう情報提供を行います。（人権政策課）
	・面接を中心とした就労相談を行うと共に求人情報の提供を行い、関係機関との連携を図ります。（ひだまりの家）
自治振興課 商工観光労政課	・県や市内の取組みと動向を把握し、市民への情報発信を行います。（自治振興課） ・企業訪問や研修参加等を通じて、市内企業や県内における先進的な取組みの動向把握及び情報発信に努めます。（商工観光労政課）
学校教育課	・性別にとらわれることなく、進路指導の充実を図ることはもとより、多様な進路選択ができるように情報提供を行います。
全課 商工観光労政課 自治振興課	・障がい者団体や事業者に対して、方針決定過程への女性の参画について、情報の伝達・発信に努めます。（障がい福祉課） ・高齢者の福祉の推進に係る活動について、性別に関わらず女性も男性も活躍していることを周知します。（長寿福祉課） ・各小中学校における学校協議会委員などの女性委員の比率向上を啓発します。（学校教育課） ・事業所に対し、企業訪問時に女性活躍推進法の周知や男女共同参画促進のための啓発資料等の情報提供を行い、女性参画を促します。（商工観光労政課） ・事業所や団体等に「女性活躍推進法」の周知を行い、方針決定過程への女性の参画を促します。（自治振興課）
自治振興課	・「女性活躍推進法」の改正内容等を事業者や団体等に周知します。
	・男女共同参画を推進しようとする事業者等に取組み等の助言や支援を行います。
商工観光労政課 自治振興課	・事業所に対し、企業訪問時に女性活躍推進法の周知や男女共同参画促進のための啓発資料等の情報提供を行います。（商工観光労政課）
	・企業訪問等の機会を活用した啓発を行い、事業者へ周知を図ります。（自治振興課）
商工観光労政課	・事業所に対し啓発パンフレットの配布などを行い、職場における妊娠・出産・子育てへの理解促進を図ります。
商工観光労政課	・研修会の開催や啓発パンフレットの配布、多様な働き方の環境整備相談窓口などの情報提供を行い、多様で柔軟な働き方について啓発を行います。
	・研修会の開催や啓発パンフレットの配布などを行い、働き方改革や職場環境の改善を促します。
幼児保育課 子育て応援 秘書広報課	・保護者の様々な働き方に応じた入所しやすい保育環境づくり推進を図ります。（幼児保育課）
	・各園に対し、講座等子育て支援の推進を図ります。（幼児保育課） ・保護者のニーズに応える内容の講座の開催を年37回実施します。またセンターだよりの発行やホームページ、広報などを通して、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供します。（子育て応援課）
	・各園において、園だより等を通して、保護者への情報提供、情報共有の推進を図ります。(幼児課） ・担当部署と連携し、広報紙やホームページ、その他啓発資料において、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供します。（秘書広報課）
長寿福祉課 障がい福祉課 秘書広報課	・各圏域包括支援センターにおいて、的確に相談に応じ必要な支援につなぐことができるよう、情報の共有を図ります。（長寿福祉課） ・福祉サービスの利用について、広報等の情報媒体への掲載のほか出前講座や相談支援機関を通じて情報発信に努めます。また、相談内容に応じて、専門機関に繋げるとともに、必要に応じて、委託相談事業所、福祉サービス利用支援を実施する計画相談支援事業所に繋げます。（障がい福祉課）
	・窓口や圏域包括支援センターで介護保険制度の仕組みと利用者や家族の役割について説明します。（長寿福祉課） ・担当部署と連携し、広報紙やホームページ、その他啓発資料において、介護に関する様々な制度や情報をわかりやすく提供します。（秘書広報課）
商工観光労政課	・関係する生活資金の貸付制度について、ホームページ等により周知を行います。
自治振興課	・企業訪問時に事業者に理解を深める資料の配布と共に市民にパンフレット等で啓発を行います。
自治振興課	・男性の家事参画推進のため、具体的な行動事例の情報提供や啓発を行います。
子育て応援課	・「お父さんアンケート」の結果をもとに、父親が子育てに参画しやすい内容を取り入れ男性対象の子育て講座を年２回開催します。
健康増進課	・妊娠届出時、母子健康手帳交付時に「お父さんになるかたへ」を配布し、お互いに協力しあって育児ができるよう情報提供を行います。また、乳幼児健診等様々な機会を通して情報提供を行います。
長寿福祉課	・各圏域包括支援センターにおいて、的確に相談に応じ必要な支援につなぐことができるよう、情報の共有を図ります。

ﾌﾟﾗﾝ 54～58頁		施策の方向	具体的な施策	取組み内容
基本目標2　多様な暮らし方・働き方の実現	（3）多様な働き方の普及と女性のエンパワーメントの向上【☆◎】	①働きやすい職場環境の推進	1 セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）やパワハラ（パワー・ハラスメント）防止対策の推進	○職場におけるセクハラ・パワハラを防止するため、関係機関等へのチラシの設置やポスターの掲示により、啓発を行います。
				○セクハラ・パワハラに関する市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等を通じた啓発を行います。
			2 多様な就業環境の整備に向けた事業者への働きかけ【再掲】	○労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現することで、優秀な人材の確保・定着が図られるよう、テレワークなどの多様で柔軟な働き方や雇用のあり方について、事業者に啓発を行います。
				○長時間労働等の働き方の見直しや、誰もが子育て・学校行事・地域活動・介護等に参画できるような環境づくりについて、事業者に啓発を行います。
		②女性の就業・起業の支援	1 女性の職業能力開発に関する情報の周知	○女性の職業能力開発につながるよう、新たな技能・資格を取得するための手当や訓練等の助成、関係機関が開催する講座等について周知を図ります。
			2 起業・創業のための支援	○起業・創業が活性化するよう、「創業支援等事業計画」に基づき、創業支援等事業者（商工会）や地域金融機関等との連携のもと、学習機会等の提供を行います。
			3 女性の再就職支援	○出産・育児、介護等で退職し、再就職を希望する人を対象とした能力開発に関する研修会や学習機会の情報提供を行います。
基本目標3　参画と協働による地域づくり	（1）地域活動における男女共同参画の推進	①地域防災活動における女性参画の拡大	1 多様性に応じた防災体制の推進	○自主防災組織等における女性の参画促進等、地域の防災対策に多様な意見が反映される環境づくりを進めます。
				○多様なニーズの違いに配慮した防災対策・災害復旧に関する広報啓発を行います。
		②地域活動における男女共同参画の推進	1 地域における男女共同参画に関する取組みの推進	○地域活動に取り組む市民活動団体への学習機会や情報提供等の支援、各種団体・グループの交流を促進し、男女共同参画に関する情報交換や活動を促進します。
				○それらの団体との連携・協働による男女共同参画推進に向けた取組みを進めます。
			2 地域における男女共同参画の視点を持った子どもの育成	○様々な年代・性別の子どもたちが交流を通じて、人権意識やリーダーシップを学ぶことができるよう、男女共同参画の視点を持った地域を担うリーダーの育成を図ります。
			3 地域における意識づくりの充実	○自治会等における地区別懇談会や出前講座を実施し、地域における男女共同参画の意識の醸成を図ります。
				○実施にあたっては、新たな層が参加できるよう時間・場所、テーマ・内容等ニーズに応じた工夫に取組みます。
			4 男女共同参画に関する活動を行う団体の育成や活動支援の推進	○男女共同参画に関する活動を行う団体の育成や活動支援を行います。
				○男女共同参画の活動に対する意欲、能力を持つ人材の活用を推進します。
	（2）様々な分野における男女共同参画の推進	①様々な分野での男女共同参画の推進	1 様々な分野での男女共同参画の推進	○市や県内における家族経営協定の締結の動きや農業委員、指導農業士、林業技士等の農業における女性活躍の状況等について、動向の把握及び情報発信を図ります。
			2 多様な選択が可能なキャリア教育の推進【再掲】	○性別にとらわれず、本人の選択を尊重した進路指導を実施するとともに、理工系等の多様な進路選択の理解を深めるため、年間計画に基づき各教科の学習や特別活動においてキャリア教育を進めます。
		②男女共同参画の視点を持つ活動の推進	1 男女共同参画の視点を持つ市民活動の支援	○様々な分野における市民の自発的な活動において、男女共同参画の視点が反映されるよう、啓発を行います。また、そのような視点を持つ市民活動を支援します。

主な担当課	令和４年度　目標と具体的な取組み
商工観光労政課	・関係機関等のセクハラ防止啓発チラシ設置やポスター掲示により、啓発を行います。
自治振興課	・様々な媒体や企業訪問時の機会を通じて啓発を行います。
商工観光労政課	・研修会の開催や啓発パンフレットの配布、多様な働き方の環境整備相談窓口などの情報提供を行い、多様で柔軟な働き方について啓発を行います。
	・研修会の開催や啓発パンフレットの配布などを行い、働き方改革や職場環境の改善を促します。
商工観光労政課 人権政策課 ひだまりの家	・資格取得支援補助金制度や関係機関が主催する技能取得教育訓練のパンフレットを設置するなど情報提供を行います。（商工観光労政課） ・庁内の就労支援関係課で構成される就労支援相談連絡会において、各種制度や講座等について情報共有を図り、就労関係の相談時に相談者に情報提供が行えるよう努めます。（人権政策課） ・ハローワークをはじめ就労支援機関が実施する講座等の情報提供を行います。（ひだまりの家）
商工観光労政課	・りっとう創業塾を継続して開催するなかで、女性の起業・創成に向けた学習機会の創出に取り組みます。
	・出産・育児、介護等で退職し、再就職を希望する人を対象とした関係機関主催の能力開発に関する各種講座のパンフレットを設置するなど情報提供を行います。
危機管理課	・市内自主防災組織、消防隊への女性の参画が促進できるよう、研修会を通じて多様な意見が反映される環境づくりを啓発します。
	・防災対策や復旧対策について、基本として多様なニーズの違いに配慮するよう啓発を行います。
自治振興課 生涯学習課	・地域で活動する団体・グループに男女共同参画の取組みの事例を紹介するなど情報交換を行います。（自治振興課）
	・地域で活動する団体・グループに男女共同参画の取組みについて連携し推進を行います。（自治振興課） ・男女が、共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて、社会教育事業を実施します（はつらつ教養大学、子育ち講座、まちづくり講座、平和学習、環境講座、知って得する講座等）。（生涯学習課）
生涯学習課	・アドベンチャーキャンプを実施し、青少年間の交流、リーダーシップの養成を行います。（８月17日～19日）（生涯学習課）
人権教育課	・地区別懇談会のテーマの一つとして、女性差別ならびに性の多様化についての視点を明示し、市民意識の高揚に努めます。
	・地区別懇談会の説明会において、新たな参加者を期待できる場所・時間・テーマ等についての配慮を促します。
自治振興課	・活動団体に協力・補助などの支援を行います。
	・男女共同参画の理解が深く、活動意欲を持つ人材と協働して活動を推進します。
農林課 農業委員会	・広報をはじめとする各種SNSを駆使した女性農業者の活動状況の発信を行う。令和５年度農業委員改選が行われるため、次期農業委員、及び次期最適化推進委員への女性委員3名登用を目指した働きかけを行う。（農林課、農業委員会）
学校教育課	・性別にとらわれることなく、進路指導の充実を図ることはもとより、多様な進路選択ができるように情報提供を行います。
自治振興課	・様々な活動団体に県や市町開催のセミナー等の情報提供をすると共に男女共同参画の視点が深まる支援を行います。

ﾌﾟﾗﾝ 59～62頁		施策の方向	具体的な施策	取組み内容
基本目標４　安全安心な暮らしの実現	（１）ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）に対する支援体制の充実	１　ＤＶ防止策の推進	○ＤＶ被害を防ぐため、ＤＶ相談窓口に関するパンフレットの設置やホームページ等での啓発を行うなど、ＤＶ相談窓口の周知を図るとともに、暴力を容認しない社会をつくるための啓発を行います。
			２　ＤＶ被害者への支援	○多様化かつ複合的なものとなってきているＤＶ相談に対応するため、女性相談員を配置して関係機関との連携を図りながら、ＤＶ被害者の保護・避難を支援します。
				○健康相談、乳幼児健診、電話相談等の実施の際、ＤＶに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。
				○就労相談においてＤＶ等に関する情報があった場合に、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。
				○研修や調査を通じて県や市内における各種相談の実態の把握を行い、行政機関との連携を図ります。
			３　ＤＶ加害者への支援	○加害者もまた、様々なトラブルを抱えている場合が考えられることから、加害者の状況を把握し、必要な援助やアドバイス、カウンセリングなどが受けられるよう関係機関につなげるなど、再発の防止を図ります。
		②ジェンダーに基づく様々な暴力防止の取組み	１　暴力防止による人権擁護の推進	○人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を開設し、広報や掲示板を通じて広く周知することで、重大な人権侵害であるジェンダーに基づく暴力の相談機会を充実します。
			２　子どもの性被害の防止	○SNS等の利用による性被害から子どもを守るため、メディアリテラシーに関する教育を推進します。 ○性被害に遭わないための注意事項や、性被害を受けそうになった時、被害に遭った場合の対処法について、授業等を通じて啓発を行います。
			３　性被害防止に向けた啓発の推進	○性被害に遭わないための注意事項や、性被害を受けそうになった時、被害に遭った場合の対処法について、広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、啓発を行います。 ○様々な機会を活用した啓発等により、性暴力については、絶対に許さないという気運の醸成を図ります。
	（２）困難を抱える人々への支援	①困難を抱える人々への支援	１　母子・父子家庭の実情に応じた自立支援の推進	○母子・父子自立支援員を配置して、母子・父子家庭の実情に応じた支援を行います。
			２　困難を抱える人々に対する相談の充実	○固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。
			３　高齢者・障がい者等の社会的孤立の防止	○高齢者が、性別にとらわれず互いに助け合いながら、豊かな経験や知識、技術などを地域社会で生かし、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域活動やボランティア活動などに参加・参画するための機会・場づくりや活動を継続するための環境づくりを進めていきます。
				○障がいの特性に加え、性別にとらわれないスポーツ活動等の取組みを推進することで、障がいのある人の社会参加を推進します。
	（３）生涯を通じた健康づくり［◎］	①性の尊重と健康についての意識の醸成	１　性の尊重についての理解促進	○「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の持つ意味について、広報等を通じた周知啓発を行います。
		②健康づくりへの支援	１　年代に応じた健康支援の提供	○年代に応じた健康づくりを推進するとともに、特に女性においては、妊娠届出時の妊婦健診受診勧奨や保健指導等、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援を行います。
			２　性感染症をはじめとする様々な感染症に関する理解と啓発	○保育園・幼稚園・幼児園、学校において、様々な感染症に関する正しい知識を身に付けることができるよう、指導を行います。
				○中学校において、性感染症に関する正しい知識を身に着けることができるよう、各校の年間計画に基づき、各教科の学習や特別活動において指導を行います。
				○様々な感染症に対して不安を抱える妊産婦が安心して出産や育児ができるよう、寄り添った支援を行います。

主な担当課	令和４年度　目標と具体的な取組み
子育て応援課 自治振興課	・ＤＶ被害者・相談者の人権擁護と生活の安定を図るため、パンフレット等により相談窓口の周知を図ります。（子育て応援課） ・様々な機会を通して、暴力を容認しない社会づくり推進の啓発を行います。（自治振興課）
子育て応援課	・女性相談員を配置し、相談内容の的確な把握と助言、また関係機関との連携を速やかに行います。また、事案内容によっては、必要に応じて被害者の保護を行うとともに、避難が必要な場合は支援します。
健康増進課	・健康相談、乳幼児健診、電話相談等の実施の際、ＤＶに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。
商工観光労政課	・DV等に関する情報があった際には、関係各課や関係機関に速やかに連絡し、専門機関へつなげます。
自治振興課	・関連する相談業務と連携し市の実態を可能な限り把握を行い、予防対策を関係機関に啓発を行います。
自治振興課 人権政策課	・加害者の状況を把握し各種の支援につなげるなど、再発防止を図ります。（自治振興課） ・DV加害者に限らず各種相談の相談者には、問題解消に向けて相談内容に応じた適切な関係機関や専門機関につなげていくよう努めます。（人権政策課）
人権政策課	・人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を年間10回開催し、暴力に関する相談も含めた人権に関わる相談に応じ、人権擁護活動を推進します。また、国や関係機関の相談窓口についても、市ホームページを通じて周知に努めます。
学校教育課	・インターネットの安全利用に関する指導をすすめるとともに、そのなかで、ＳＮＳ等の利用による性被害の危険性について学習を行います。
	・各小中学校へ、性被害に遭わないための注意事項や、性被害を受けそうになった時、被害に遭った場合の対処法について情報提供を行います。
自治振興課	・広報や関連パンフレット等を活用し啓発を行うことで、未然防止を図ります。
	・研修の場など様々な機会を通じて、性暴力を許さない気運を醸成する啓発を行います。
子育て応援課	・母子・父子自立支援員を中心に、ひとり親家庭個々の実情に応じた的確な支援や情報提供を行います。
健康増進課 子育て応援課 長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課	・妊娠届出時や健康相談、乳幼児健診、電話相談等の事業を通じて相談に応じるとともに、必要に応じて支援を行います。（健康増進課） ・子育て中の孤立感や不安感の解消に努めるため、子育て支援センターや児童館において、相談員が保護者のさまざまな相談に応じます。また、相談内容の集計分析を行い、相談員や子育て支援担当者と協議し対応します。（子育て応援課） ・各圏域包括支援センターにおいて、的確に相談に応じ必要な支援につなぐことができるよう、情報の共有を図ります。（長寿福祉課） ・家族介護や生活に困難を抱える方からの相談を受け、必要な情報の提供に努めるとともに、必要に応じて、福祉サービス利用支援を実施する計画相談支援事業所、委託相談事業所へつなげます。（障がい福祉課） ・相談内容に応じた各種福祉制度の情報を提供しつつ、必要に応じて関係各課と情報共有や連携を図りながら、課題解決に向け丁寧な相談支援を行います。（社会福祉課）
長寿福祉課	・介護支援ボランティア事業や栗東１００歳大学などを通じ、高齢者が地域活動などに参画する環境づくりを進めます。
障がい福祉課	・障がいのある人のスポーツ活動等への参加機会を拡充するため広報等を通じた周知活動に努めます。
自治振興課	・「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の意味を周知するため、生殖に関する健康と権利について広報等で啓発します。
健康増進課	・年代に応じた健康づくりを推進します。特に女性においては、妊娠届出時に妊婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう相談や保健指導等の支援を行います。
幼児課 保育園・幼稚園・幼児園 学校教育課 小学校・中学校	・各園において、様々な感染症に関する正しい知識を身につけることができるよう子どもたちに分かりやすい言葉や教材を通して指導を行います。（幼児課） ・発達段階に応じて、感染症に関する指導を進めるとともに、学校生活全般において、手洗い・消毒等を行う等、感染予防に努めます。（学校教育課）
中学校	・性教育年間指導計画に基づき、性感染症に関する指導を進めます。（学校教育課）
健康増進課□	・妊娠届出時や健康相談、乳幼児健診、電話相談等、様々な事業や機会を通じて、感染症の予防や対応について啓発を行い相談や保健指導を行います。

ﾌﾟﾗﾝ 63～65頁		施策の方向	具体的な施策	取組み内容
基本目標５　あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	（１）施策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会や委員会への女性参画の促進	1　各種審議会や委員会等への女性の参画推進	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。
		②庁内における男女共同参画の推進	1　市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。 ○意思決定の場に参画できるよう女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。
			2　行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。

主な担当課	令和４年度　目標と具体的な取組み
全課 自治振興課	・総合計画審議会、行政改革懇談会、地方創生懇談会等への新たな委員選出（公募委員含む）等にあたっては、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員の割合の向上に努めます。（元気創造政策課） ・審議会の委員構成において、女性団体からの委員選出依頼を行うとともに、女性委員の比率向上が高まるよう努めます。（人権政策課） ・所掌する委員会においてできるだけ女性委員の比率向上を推進し、男女双方の意見が公平に反映されるよう目指します。（社会福祉課） ・男女比の均衡を意識した委員選考に努めます。（障がい福祉課） ・男女双方の意見が反映されるよう、会議の委員については、一方の性別に偏ることのないよう努めます。（長寿福祉課） ・所管する協議会は、女性委員の比率が３割である。今年度中に任期満了を迎えることから、女性委員の比率の比率の向上に努めます。（保険年金課） ・審議会等委員の選出にあたっては、女性委員比率の向上を目指します。（環境政策課） ・審議会等委員の選出にあたっては、女性委員比率の向上を目指します。（都市計画課） ・委員委嘱期間の満了に伴い、委員改選となる改良住宅運営委員会並びに公営住宅等運営委員会の委員委嘱にあたり、女性委員比率の向上を目指します。（住宅課） 附属機関等の委嘱に際し可能な限り、女性の登用率向上の視点で促していきます。（交通政策課） ・上下水道事業審議会において、次回改選にあたっては女性委員比率の向上に努めます。（上下水道課） ・各種委員会等への男女双方の意見が反映されるよう努めます。（幼児保育課） ・教育委員は教育に関し識見を有する者から市長が議会の同意を得て任命するとされています。任期満了に伴う後任委員については、法律等に照らし、かつ女性の参画を考慮し、引き続き女性委員数を維持します。委員４名中２名が女性。（教育総務課） ・各種委員会等への女性委員の比率向上ができるように参画を啓発推進します。（学校教育課） ・各種委員会では男女双方の意見が反映されるよう努めます。（人権教育課） ・各種委員会委員やスポーツ推進委員の積極的な女性の参画に努め、男女双方の意見が反映されるよう努めます。（スポーツ・文化振興課） ・博物館協議会に男女の意見がともに反映されるよう委員の男女比を配慮します。（歴史民俗博物館） ・庁舎インフォメーション等により、審議会等の女性比率向上のため呼び掛けを行います。（自治振興課）
全課 総務課	・職場研修のテーマとして取り上げ、職員の意識啓発に努めます。（財政課） ・職員研修等の実施の際、必要とされる情報や資料の提供を行います。（自治振興課） ・職場研修や朝礼等の機会を通じて、職員に対し男女共同参画への意識啓発・資質の向上に努めます。（総合窓口課） ・研修会等に参加しやすい職場の環境づくりに努めます。（障がい福祉課） ・能力向上の機会となる研修会等への参画を促します。（長寿福祉課） ・職場研修を通じて、男女共同参画への意識啓発に資する情報や資料を提供します。（環境センター） ・日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。（火葬場建設推進室） ・職員の資質向上のための研修等の機会を捉え、自己研鑽を図り、職員の資質向上に努めます。（幼児保育課） ・職能開発を進め、管理職への登用を進められるよう働きかけを行います。（学校教育課） ・女性が輝きすべての職員がいきいきと働ける職場づくりをめざすとともに、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用を行います。（総務課）
全課 総務課	・庁内インフォメーション等により、セミナー等の開催を周知し、参画を促します。（自治振興課） ・県等が開催する様々な人権問題に関する講座や研修の情報提供を行うとともに、人権関連の研修に職員を派遣することで、男女共同参画の認識も含めた人権意識の高揚を促します。（人権政策課） ・職場研修派遣研修への参加や自己研鑽により、男女共同参画に対する課員の意識啓発及び資質の向上に努めます。（情報政策課） ・職場研修を実施し、男女共同参画に対する課員の認識及び意識の向上に努めます。（税務課） ・県等が開催するセミナーや研修会などへ職員が参加しやすい環境となるよう努めます。（総合窓口課） ・常会等で男女共同参画の話題を取り上げ、意識啓発に努めます。（障がい福祉課） ・職員の意識向上のための研修への参加を促します。（長寿福祉課） ・職場研修の機会を通じて意識啓発に取り組みます。（保険年金課） ・職場研修を通じて、職員の意識啓発に努めます。（ワクチン接種推進室） ・職場研修において、男女共同参画への意識啓発に取り組みます。（企業立地推進課） ・男女共同参画について、職場研修を通じて職員の意識向上に努めていきます。（土木管理課） ・課内研修を実施し、男女共同参画に対する課員の意識向上に努めていきます。（道路河川課） ・職場研修の機会を通して職員間での意識啓発を図ります。（会計課） ・職場研修において男女共同参画の意識の啓発を図ります。（学校給食共同調理場） ・職員の意識向上のための研修に積極的に参加するよう促します。(学校教育課) ・人権啓発リーダー講座等を通じて、職員の人権意識の高揚に努めます。（人権教育課） ・研修会等の機会において、職員の意識向上に努めます。（スポーツ・文化振興課） ・職場研修等で男女共同参画への意識啓発及び資質の向上を図ります。(監査委員事務局） ・外部機関主催の専門研修への計画的な派遣や職場研修を実施し、職員の意識向上に取り組みます。（総務課）

ﾌﾟﾗﾝ 63～65頁		施策の方向	具体的な施策	取組み内容
基本目標5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	（1）施策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	3 男女共同参画の視点に立った職場づくり	○育児・介護関連の制度をまとめたハンドブック等による啓発を行い、特に男性職員の育児・介護休業や育児参画に係る特別休暇制度等を取得しやすい体制づくりを推進します。
			4 安心して働くことができる職場づくり	○セクハラ等に関する苦情処理委員会や苦情相談窓口を設置し、すべての職員が個人として尊重され、安心して働くことができる職場環境の整備を推進します。
	（2）あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	①男女共同参画の視点による防災体制の整備	1 防災対策における男女共同参画の推進	○「栗東市地域防災計画」等の推進にあたり、多様な性のあり方に配慮した防災・避難対策を推進します。 ○防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性等の参画の拡大を図り、男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災体制を推進します。
			2 多様な性のあり方等に配慮した避難所の整備	○避難所の設備・備品・運営方針等に関し、多様な性のあり方や障がい者・高齢者に配慮した整備を推進します。
		②あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	1 あらゆる施策における男女共同参画視点の反映	○あらゆる施策や事業に対し、性別などにかかわらず等しく便宜を提供できているかなど、男女共同参画の視点から考える取組みを推進します。
		③事業者や関係団体との連携推進	1 事業者や団体における男女共同参画推進に対する支援	○市内の事業者や団体等に対し、男女共同参画に関する情報の提供や啓発などを推進し、男女共同参画の取組みを促進します。 ○事業者が実施する女性活躍などに関する積極的な取組みの情報を収集し、他の事業者と情報共有するなど、男女共同参画の取組みの連携を推進します。
		④国際的な取組みとの協調	1 国際社会における男女共同参画への理解と協調	○広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、国際社会における男女共同参画やSDGsの取組みについて、啓発を行います。 ○自己啓発や職場研修に役立つよう、関係機関の協力のもと、国際社会等における男女共同参画やSDGsをテーマにした図書や情報を収集し、充実を図ります。

主な担当課	令和４年度　目標と具体的な取組み
総務課	・第4期「次世代育成支援対策推進法に基づく栗東市特定事業主行動計画　改正版」（計画期間R2-R6）に基づき推進します。
総務課	・「栗東市職員のハラスメントの防止等に関する規程」及び「栗東市職員のハラスメントの防止に関する指針」に基づき、委員・相談員を選任するとともに、所属長の責務として職場におけるハラスメントの未然防止に取り組みます。
危機管理課	・栗東市地域防災計画第1節第2の計画の１基本方針により、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点や男女の違いに等に配慮した体制の整備に努めます。
危機管理課	・栗東市避難所運営マニュアルの1.1避難所運営の基本方針により、「要配慮者への配慮」「プライバシーの保護」「男女のニーズの違い」を行えるよう整備に努めます。
全課 自治振興課	・地域防災計画第１節第２の計画の１基本方針により、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点や男女の違い等に配慮した体制の整備に努めます。(危機管理課) ・障がいの視点だけでなく男女共同参画の視点も踏まえ、事業・施策に取り組みます。（障がい福祉課） ・所管する施策や事業において、性別によって受けられるサービスに違いが出ていないかなど男女共同参画の視点による気づきを大切にします。（長寿福祉課） ・広報等での記事掲載の際には、無意識の偏見による不適切な表現とならないよう意識して点検を行います。（保険年金課） ・男女共同参画について、職場研修を通じて職員の意識向上に努めます。（都市計画課） ・男女共同参画の視点で事業や施策の取組みを推進します。（自治振興課）
商工観光労政課 自治振興課	・企業訪問や研修参加などを通じて、市内企業や県内における先進的な取り組みの動向の把握および情報発信に努めます。（商工観光労政課） ・男女共同参画の情報提供等を行い、取組みの推進を行います。（自治振興課）
自治振興課	・国際社会の動きを意識して、SDGsの啓発を行います。
図書館	・新刊図書を中心に関係図書の収集に努め、新着本コーナー・新着図書案内で紹介するなど、利用の促進を図ります。また、関係各種団体による啓発チラシの配布等による情報提供を行います。

ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン 第６版》において設定する目標値

１　成果指標(全体)

2022年度

基本目標	重点施策	項　　目	データの出典	単位	令和元年実績値	令和６年目標値	令和３年度実績値(確定)
１　人権の尊重と意識の醸成	（１）男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思う市民の割合	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	%	51.9※１	60	39.3
		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない市民意識の割合	市民アンケート※２	%	51.9※３	70	
		栗東市男女共同参画都市宣言の認知率	市民アンケート	%	42.8	60	
		小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率（利用学校数/市内12学校）	学校教育課調べ	%	100	100	100
	（２）多様性についての理解促進	国籍・民族などが異なる人々が相互に認め合い共に暮らすことができるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	%	28.3	40	31.8
２　多様な暮らし方・働き方の実現	（１）働く場における男女共同参画・女性活躍の推進☆◎	職場の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート調査	%	20.4	35	
		ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所の割合	事業所アンケート※４	%	87.2	90	
		管理的職業従事者に占める女性の割合	事業所アンケート	%	12	18	
	（２）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進☆★◎	保育園の待機児童数	幼児施設課調べ	人	60※５	0	13※５
		延長保育をしている保育所数	幼児保育課調べ	園	12	22※６	16
		ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数	滋賀県調べ	社	35	40	33
		学童保育所の利用児童数	子育て応援課調べ	人	853※５	1,056※６	872※５
		介護を支援する制度がある事業所の割合	事業所アンケート	%	75.5	90	
		男性の育児休業の取得状況	事業所アンケート	%	3.8	6	
		父母ともに子育てを主体的に行っている市民の割合（就学前児童）	こども・子育て支援ニーズ調査	%	42.6※7	50	
	（３）多様な働き方の普及と女性のエンパワーメントの向上☆◎	栗東市における女性（25～44歳）の就業率	国勢調査	%	62.3※８	73	61.7
		女性における新規創業の実現件数	商工観光労政課調べ	件	8※９	8	11
		女性における新規創業の相談件数	商工観光労政課調べ	件	16	18	23
		セクハラを経験したことがある人の割合	市民アンケート	%	5.7	減少	
３　参画と協働による地域づくり	（１）地域活動における男女共同参画の推進	自治会長における女性の割合	自治振興課調べ	%	12.1	30	8.9
		地域活動の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	34.2	40	

基本目標	重点施策	項　　目	データの出典	単位	令和元年実績値	令和６年目標値	令和３年度実績値(確定)
４　安全安心な暮らしの実現	（１）ジェンダーに基づく暴力の根絶	ＤＶを経験したことがある人の割合	市民アンケート	%	5.2	減少	
	◎（３）生涯を通じた健康づくり	健康づくりを実践するまちづくりが推進されていると思う市民の割合	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	%	66	70	47.9
		小・中学校での年間指導計画に基づく性に関する指導の実施率（実施学校数／市内12学校）	学校教育課調べ	%	100	100	100
５　あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	（１）政策・方針決定過程への女性の参画促進	審議会等における女性委員の割合	自治振興課調べ	%	34.4	40	33.7
		女性委員が３割以上、７割以下の審議会等の割合	自治振興課調べ	%	44.8	70	50
		市男性職員の育児休業取得数（5年間延べ人数）	総務課調べ	人	1	5	4 （5年間延6人）
	（２）あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	社会全体でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	11.3	18	

※１　把握できる直近の数値として、実績値においては平成３０年のもの。
※２　単に「市民アンケート」とある場合は、栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査をさす。
※３　「その他」「不明・無回答」を含めた割合のため、33～35ページの表の数値とは一致しない。（これ以降の市民アンケートの数値も同様）
※４　単に「事業所アンケート」とある場合は、栗東市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査をさす。
※５　4月1日時点。
※６　「第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画」による。
※７　把握できる直近の数値として、実績値においては平成３０年のもの。
※８　把握できる直近の数値として、実績値においては平成２７年のもの
※９　「創業支援等事業計画」による支援実績創業者のうち、女性の人数。

２　成果指標に大きく起因する取組み指標

項　目	データの出典	単位	令和元年実績値	令和６年目標値	令和３年実績値
男女共同参画の講演、セミナー等の参加延べ人数	自治振興課調べ	人	123	150	61
じんけんセミナー等の平均参加人数	人権政策課調べ	人	213	280	視聴回数163回（講演会映像配信による実施・年２回実施）
人権啓発リーダー講座、市民のつどい等の参加延べ人数	人権教育課調べ	人	624	700	390
障がい者団体事業、県主催スポーツ大会への参加延べ人数	障がい福祉課調べ	人	772	720	24
地区懇談会への参加延べ人数	人権教育課調べ	人	2,822	3,000	0 ※コロナ禍のため、全自治会開催中止

【参考】施策体系（プラン44ページ）

［☆：女性労働力率のＭ字カーブ改善への取組み　★：待機児童解消への取組み　◎：総合戦略の重点的な取組み］

基本目標	基本施策	具体的施策の方向
１　人権の尊重と意識の醸成	(1) 男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	① 保育園・幼稚園・幼児園・学校における保育・教育、学習の推進
		② 家庭、地域社会における教育、学習の推進
		③ 男性にとっての男女共同参画の推進
	(2) 多様性についての理解促進	① 性の多様性を理解するための教育・学習の推進
		② 個性の尊重に対する理解促進
	(3) 男女共同参画の視点に立った表現の促進	① メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進
２　多様な暮らし方・働き方の実現	(1) 働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 ☆◎	① 誰もが対等に働く機会の提供
		② 働く場における女性の活躍推進
	(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進　☆★◎	① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
		② 家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進
		③ 責任を分かち合う家事・育児・介護の推進
	(3) 多様な働き方の普及と女性のエンパワーメントの向上　☆◎	① 働きやすい職場環境の推進
		② 女性の就業・起業の支援
３　参画と協働による地域づくり	(1) 地域活動における男女共同参画の推進	① 地域防災活動における女性参画の拡大
		② 地域活動における男女共同参画の推進
	(2) 様々な分野における男女共同参画の推進	① 様々な分野での男女共同参画の推進
		② 男女共同参画の視点を持つ活動の推進
４　安全安心な暮らしの実現	(1) ジェンダーに基づく暴力の根絶	① ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）に対する支援体制の充実
		② ジェンダーに基づく様々な暴力防止の取組み
	(2) 困難を抱える人々への支援	① 困難を抱える人々への支援
	(3) 生涯を通じた健康づくり　◎	① 性の尊重と健康についての意識の醸成
		② 健康づくりへの支援
５　あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	① 審議会や委員会への女性参画の促進
		② 庁内における男女共同参画の推進
	(2) あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	① 男女共同参画の視点による防災体制の整備
		② あらゆる施策への男女共同参画視点の反映
		③ 事業者や関係団体との連携推進
		④ 国際的な取組みとの協調